

所得税の確定申告の際に電子証明書を添付して e-Tax で申告される方は、
最高で 5,000 円の税額控除が受けられます！

① 最高 5,000 円の税額控除を受けることができます。

平成 19 年分または平成 20 年分のいずれか 1 回、所得税の確定申告書の提出を、本人の電子署名および電子証明書を付して、期間内（平成 21 年 1 月 5 日から 3 月 16 日まで）に、e-Tax を利用して行う場合、所得税額から 5,000 円（その年分の所得税額を限度）の控除を受けることができます。

② 医療費の領収書や源泉徴収票などの提出または提示を省略できます。

医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票などの一定の書類は、e-Tax を利用して書類の記載内容を入力して送信することにより、その書類の提出または提示を省略することができます（平成 19 年分以降に限りです）。
なお、書類の内容確認のため、確定申告期限から 3 年間、提出または提示を求めることがあります。

③ e-Tax で申告された還付申告は還付されるまでの期間が短縮されます（3 週間程度へ）。

所得税が年末調整されていて確定申告が不要の方でも、e-Tax を利用して申告を行うことにより、最高 5,000 円の所得税額控除が受けられます。

本町では、この国税電子申告が利用できる専用パソコンを申告時に役場総務課税務係の窓口に設置しますので、ご利用ください。

e-Tax 利用手続の流れ

